

奈良県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四十六号

奈良県社会福祉総合センター管理規則の一部を改正する規則

奈良県社会福祉総合センター管理規則（平成六年三月奈良県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「三〇、八五〇円」を「三一、四二〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、八七〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、六六〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「五、六五〇円」を「五、七五〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇三〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、三三〇円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（この規則の施行の日以後の利用料金の額の定め）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この規則による改正後の奈良県社会福祉総合センター管理規則別表の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。